

研究ノート

高齢社会における「共生の思想」

～団塊高齢者の地域共生～

第3部 団塊高齢者を中心とした地域共生システムの構築

奥村 隆一

要約

本論では、近年の高齢化問題の主題である「団塊の世代の高齢化」に焦点を当て、団塊の世代が65歳となることで高齢化率が急激に増加する10年後（2015年）の社会のあるべき姿について概念的に整理・検討を行いつつ、共生を実現する地域運営システムの提案を行った。

第1部では、今後10年間に「孤立化する高齢者の増加」、「精神障害の増加」、「自殺率の増加」という3つの社会病理が拡大する恐れのあることに触れつつ、その進行を促進する要因に「健康不安」と「所得不安」、「関係性不安」があり、これらの不安を解消することが幸福な高齢期を迎える上で重要であるという点について考察した。

第2部では、団塊の世代の特徴が、上記の3つの不安に対してどのような影響を及ぼすかについて検討するため、まず、団塊世代の生まれ育った時代背景を整理した上で、既存の団塊世代論から世代の特徴を抽出した。さらに、団塊世代が高齢者となる時代には、とくに「関係性不安」を高める可能性があるという点を指摘した。

第3部では、まず、内閣府の「共生社会形成促進のための政策研究会」の報告に沿いながら、団塊高齢者が共生を図っていくために求められる事項を整理した。次に、団塊高齢者が地域生活を進める中で共生を図る「地域共生システム」について構想し、提案を行った。

(第45号掲載 2005年11月発行)

目次

第1部 2015年の高齢社会

1. はじめに
2. 団塊高齢者が直面する課題
3. 豊かな高齢期を実現する条件

(第46号掲載 2006年4月発行)

第2部 高齢社会時代の団塊世代

1. 団塊世代の特徴
2. 団塊高齢社会の課題

第3部 団塊高齢者を中心とした地域共生システムの構築

1. 共生社会概念の整理
 1. 1 共生社会に関する言説
 1. 2 内閣府における共生社会
2. 団塊高齢者の地域共生
 2. 1 関係性不安解消に向けた課題
 2. 2 地域の統治システムの変質の兆し
 2. 3 地域共生システム（コミュニティ・ガバナンス）を構築するために
 2. 4 共生社会の実現に向けて

Research Note

“Idea of Cohabitation” in Aging Society

– Local Cohabitation of Aging Baby Boomers –

Part 3 Establishment of a local cohabitation system mainly for aging baby boomers

Ryuichi Okumura

Summary

This article focuses on the aging of the baby-boom generation, a major topic in recent debates on aging, and summarizes and discusses concepts on an ideal framework for society 10 years from now (2015), the time when the baby-boom generation will be aged 65, sharply increasing the ratio of the aged population. By doing so, the article proposes a regional operation system that enables symbiosis.

Part 1 describes the possibility that three social maladies— “increase of isolated aged people,” “increase of psychiatric patients,” and “increase of the suicide rate” —will become more widespread over the next 10 years. The factors promoting this deterioration are “health concerns,” “income concerns,” and “relationship concerns.” Part 1 discusses how the easing of these concerns will be the key to happy aging.

Part 2 examines what kind of effect the features of the baby-boom generation can have on the above three types of concerns, by summarizing the era in which the baby-boom generation was born and brought up and identifying the traits specific to this generation based on past studies. Part 2 also points out that the aging of the baby-boom generation is likely to increase relationship concerns in particular.

In Part 3, first of all, the particulars required for aging baby boomers to live harmoniously together are established, advancing discussion along the lines of the report of the Cabinet Office’s “Study group on policies aimed at promoting the formation of a cohesive society.” Next, the concept of the “local cohabitation system” intended for aging baby boomers to live harmoniously together is proceeded with the course of their community life.

(Placed in issue No. 45 published in November 2005)

Contents

Part 1 Aging society in 2015

1. Introduction
2. Issues facing the aging baby boomers
3. Conditions to realize a rich life in one’s old age

(Placed in issue No. 46 published in April 2006)

Part 2 Baby-boom generation in an aging society

1. Features of baby-boom generation
2. Issues in the baby boomer aging society

Part 3 Establishment of a local cohabitation system mainly for aging baby boomers

1. Definition of the concept of the coexisting society
 1. 1 Views on a cohesive society
 1. 2 Views of the Cabinet Office on a cohesive society
2. Local cohabitation of baby boomers
 2. 1 Tasks aimed at eliminating “relationship concerns”
 2. 2 Signs of changes in the quality of the local administrative system
 2. 3 For constructing a local cohabitation system (community governance)
 2. 4 Striving for the realization of a cohesive society

1. 共生社会概念の整理

1. 1 共生社会に関する言説

黒川紀章が「共生の思想」を出版したのは今から20年ほど前の1987年である。その頃から今日まで、多くの有識者がそれぞれの言葉で共生について論じている。

たとえば、三重野卓は「共生とは、第一に、異質なもの、多様なものが、それぞれの差異にもかかわらず、共に在り、共に存在し、生きることを表している。そして第二に、他者を受容し、ときには葛藤し、ときには協働することを意味する。」¹⁹⁾、井上達夫は「異質なものに開かれた社会的結合様式」²⁰⁾、寺田貴美代は「人々が文化的に対等な立場であることを前提とし、その上で、相互理解と尊重に基づき、自一他の相互関係を再構築するプロセスであり、それと同時に、双方のアイデンティティを再編するプロセス」²¹⁾、大橋慶子は「共に所を同じくして生活すること、すべての人間が共に互いに物心両面で支えあいながら、相互に尊重しあう隣人として交流しながら生きている」²²⁾ こととしている。

共生社会に関するこれらの言説に共通しているのは、「人と人との関係性」に着目しているという点である。

2005年6月29日に内閣府は「共生社会形成促進のための政策研究会」の報告書を発表しており、その中で共生社会の近年の動向を以下のように整理している。

「共生社会のあり方に関する調査研究の動きは、日本のみで生じているものではない。他の先進諸国や、OECDなど国際機関においても、個人、グループ、組合・団体、機関、地域など、社会における様々な主体の関係性について焦点を当てた社会像を模索する動きが、1980年代の終わりごろから登場し、近年の重要な研究テーマとなるとともに、社会政策の基本として採用されるようになってきている。（中略）国の機関においても、「共生社会」が含まれる名称の組織が誕生しており、実際に「共生社会」を志向した政策の推進がみられるようになってきている。例えば、立法府においては、参議院に「共生社会に関する調査会」が1998年から2004年までの6年間設置され、高齢者と若者、男性と女性、障害のある人とならない人などの共生問題について調査を行った。また、行政府でも、内閣府は、（中略）2001年の中央省庁等改革によって設置された共生社会政策統括官が、共生社会を実現するため、青少年育成、少子・高齢化対策、障害者施策、バリアフリー化などを推進している。」²³⁾

元来、社会は人と人との関係によって成り立つ集合体であるが、社会が複雑かつ肥大化した今日、「人と人との関係性が社会を作り出している」という実感は抱きにくく、むしろ「社会」は我々が生まれる前からすでにある「第二の自然」であり、多様な人間の生涯を包み込む「入れ物」という感覚に近い。今、共生概念が再び着目されている背景には、日本の伝統的な社会が持っていた人と人との絆がうすれつつあることへの危機感からかもしれない。

1. 2 内閣府における共生社会

ただし、共生社会をめざすこととは「古きよき伝統的な村社会」に逆戻りすることを意味するのではない。近代社会と共生社会が異なるのと同様に、伝統的社会と共生社会には根本的な違いがある。たとえば、上で触れた報告書では、わが国におけるこれまでの学問的議論を整理し、共生社会を、1) 各人が、しっかりした自分を持ちながら、帰属意識を持ちうる社会、2) 各人が、異質で多様な他者を、互いに理解し、認め合い、受け入れる社会、3) 年齢、障害の有無、性別などの属性だけで排除や別扱いされない社会、4) 支え、支えられながら、すべての人が様々な形で参加・貢献する社会、5) 多様なつながりと、様々な接触機会が豊富に見られる社会、という5つの視点で体系化している。伝統的社会では時として「しっかりした自分」すなわち「自立した個人の意識」よりも「社会のおきて」が優先されるし、社会維持の目的で「排除や別扱い」が公然と行われることもある。

また、このように、共生社会の定義を一つに絞るのではなく、5つの視点で整理しているのは、共生社会概念の多様性を踏まえたためと思われる。

内閣府が示す共生社会概念を本論の文脈で解釈すると次のようになる。

1) 各人が、しっかりした自分を持ちながら、帰属意識を持ちうる社会

団塊高齢者の男性は現役時代に家庭の中でもっぱら経済面の存在価値（稼ぎ手としての役割）などを担ってきたが、定年以降は無職になると同時に、新たな「自分探し」を始めるべき状況に置かれる。また、団塊の世代以降の世代と比べて会社への帰属が強い分、帰属先を失う心理的影響は大きく、第二の人生である高齢期において、いかにスムーズに生活地域に帰属感を持つことができるかが重要といえる。

2) 各人が、異質で多様な他者を、互いに理解し、認め合い、受け入れる社会

長い会社人生の中で、知らず知らずのうちに肩書きで人を評価したり、ピラミッド型の人間関係に慣れ親しんだ人の場合は、そのような価値観はむしろ地域社会の中では特殊である、ということを理解することがまず求められる。つまり、会社中での人間関係の前提となっていた価値観を当然視せず、異なる価値観を受容する団塊高齢者本人のかかわりが重要といえる。その上で、団塊高齢者自身が他者の考え方などを積極的に受け入れ、積極的に地域に入り、コミュニケーションを図り、地域の側は、団塊高齢者の個性や経験を地域に住む人々が理解しやすくするための環境づくりを進めることが求められる。

3) 年齢、障害の有無、性別などの属性だけで排除や別扱いされない社会

共生社会においては、団塊高齢者が社会参加の意欲を持つ場合、それを阻む障壁を取り除くことが重視される。つまり、「高齢であること」を理由に地域の活動や就業に制約を受けることがなく、本人の意思に応じて参画できること、幅広の歩道、エレベーターやスロープの設置といった都市空間における物理的な移動障壁を取り除くこと、高齢者の社会参画を阻害する制度面、心理面、情報面等の障壁を取り除くこと、さらには高齢に対する差別意識の撤廃を図ることが求められる。

4) 支え、支えられながら、すべての人が様々な形で参加・貢献する社会

一般に、要介護高齢者と介護者、福祉サービスを利用する高齢者とサービスを提供する事業者、というように福祉の枠組みの中では「支えられる立場の人間」と「支える立場の人間」に分けて、両者の関係が語られがちであるが、常に支えられる側に置かれた高齢者は、高齢であることに「スティグマ（負の烙印）」を感じてしまう傾向がある。

身体的に自由な高齢者であれば積極的に、また、介護が必要な高齢者は残存能力を用いて可能な範囲で、「支える側」に回ることの出来る環境を作り出していくことが、社会における高齢者の役割を固定化し、狭めないためにも、そして、対等な人間関係を築く上でも大切なことと考えられる。

5) 多様なつながりと、様々な接触機会が豊富に見られる社会

最後の視点は団塊高齢者が他者と共生する社会のありようを示すものである。言い換えれば、高齢者や若者がそれぞれの強みを出し合って連携すること、つまり機能的な関係性を構築することの大切さを否定するものではないが、むしろ究極的には、心をつなぎあうこと、つまり信頼関係の構築がもっとも大切であるという点を示している。

2. 団塊高齢者の地域共生

2. 1 関係性不安解消に向けた課題

ここで挙げられている5つの視点すべてが実現すれば、確かに高齢者にとって過ごしやすく、精神的な豊かさを感じることのできる社会になるものと思われる。しかし、このような「共生社会」を実現することは容易ではない。なぜなら、先に見てきたように、異世代の人間や自らの所属する地域と関係を取り結ぶことに高い関心や経験を持つことの少ない団塊の世代や団塊以降の世代が地域に帰属意識を抱いたり、他者を理解したり、参加・貢献したり、多様なつながりをもつには、それなりの行動の枠組み、もしくは受け皿が必要だからである。

そのような枠組みや受け皿を作り上げることで、団塊高齢者が社会や地域の中で自己の役割を認識したり、地域内の他者との関係を豊かにすることを通じて、〈関係性不安〉の解消を図ることが期待される。

そこで、実現には法制度を含むさまざまな制約があることを留保の上で、今日の地域運営システムの変化を踏まえながら、団塊高齢者が社会の中でともに住む多様な人たちと関わりを取り結ぶことを促す仕組みについて中長期視点に立って提言を行いたい。

2. 2 地域の統治システムの変質の兆し

(1) ガバナンスの概念整理

「From Government to Governance（ガバメントからガバナンスへ）」とは、イギリスの行政学者R・A・W・ローズの言である。ガバナンスもガバメントも「統治」を意味する言葉であり、両者の差異はそれほど明確ではない。ただ、ガバメントは統治の主体である「政府」という意味もあることから、ローズの言葉は「政府による統治から、より多様な主体による

統治（共治）」という意味合いを持っているように思われる。ローズナウによる編書の1つである「Governance without Government（政府なしでのガバナンス）」も、非政府部門が統治に関わることを意味しており、ガバメントよりもガバナンスが広い概念となることをうかがわせる。

ローズは近年のガバナンス概念を6つのタイプに分け、6番目の「自己組織化ネットワーク」を「イギリス政府の現実を最もよく分析あるいは説明するもの」としている。また、この「自己組織化ネットワーク」とは、「複雑化し動態化する環境においては、ガバナンスは政府だけでなく、非政府部門をも含めた複数の組織が自律的かつ自己統制的に連携したネットワークによるものでなければ実現不可能であるものとする考え方」（傍点筆者）としている。

（2）コミュニティ・ガバナンスの意義

本論ではこの「自己組織化ネットワーク」としてのガバナンス定義を、地域の統治すなわち地方自治にあてはめることで「コミュニティ・ガバナンス」という概念を提唱したい。

まず、コミュニティ・ガバナンスとは何かについて考える上で、地方自治に関する次の点について考え方を整理したい。これらは行政担当者にとっては当然であるものの、市民の多くが誤解していると思われる事項である。1点目は、「地方自治体（地方公共団体）は地方自治の主体である」という誤解である。市民は、地方公共団体こそが地方自治の推進主体と見なしている向きがある。首長選挙や地方議員の選挙における投票率の低さはそれを物語っている。地方自治が団体自治と住民自治の2つの要素を持っていることを考慮すると、地方公共団体のみならず市民も地方自治の主体であることを、市民は自覚する必要がある。むしろ、地方公共団体は市民の「信託」を受けている立場であって、市民こそが地方自治の主体といえる。

2点目は、「地方分権により地方自治が実現する」という誤解である。市町村合併の進展とともに、地方分権に関する論議が活発化しているが、「分権」は中央政府から地方政府への権限委譲という、団体相互の関係の見直しであって、住民自治について規定するものではない。地方自治の実現は、地方分権の次の段階といえる。

3点目は、「公共サービスとは行政サービスである」という誤解である。行政サービス以外の公共サービスとしては、NPOによる生活支援サービスや民間企業による生活福祉ビジネスなどがあげられる。「公共」は行政のみが担うのでないという発想から近年「新しい公共」が注目されてきている。

これらを踏まえると、地方自治を推進する際に住民自治と団体自治の関係をどのように再構成していくかが今日的な課題となっているように考えられる。そこで、住民自治と団体自治が有機的に連携し、地域運営を行うあり方を本論では「コミュニティ・ガバナンス」と定義し、その具体的なあり方を考察してみたい。

（3）コミュニティ・ガバナンスの実現を支える手法

市民には通常、公共政策の立案や公共サービスの提供などは「地方公共団体の仕事」と見なされているが、これらの活動を行政に加え、市民、NPO、企業などの多様な主体が参画し、協働して行うための手法が近年、都市的自治体を中心に開発・導入されつつある。行政活動を「政策形成（PLAN）」、「政策実施（DO）」、「政策評価（SEE）」に分けるならば、政策形

成に関しては、パブリックコメント（条例制定では横須賀市等）、電子会議室（藤沢市等）、パートナーシップ協定（三鷹市等）、政策実施に関しては、協働マニュアル（多摩市等）、ボランティア活動推進基金（神奈川県等）、行政パートナー（志木市等）、市民参加型ミニ市場公募債（浦安市等）、地域通貨・エコマネー（草津市、千葉県等）、アダプト制度（多数）、政策評価に関しては住民投票条例（岸和田市等）、情報公開条例（多数）、バランスシートや行政コスト計算書（多数）等の公表、公共事業市民選択権保有条例（志木市等）など枚挙にいとまがない。

2. 3 地域共生システム(コミュニティ・ガバナンス)を構築するために

ただしこれらの手法は、コミュニティ・ガバナンスを実現する仕組みの一部に過ぎず、これらの手法を組み合わせ、戦略的かつ計画的に活用していくためには、地域運営の体制自体を変革していく必要がある。現行の法制度体系等を鑑みるとすぐに実現できるというわけではないが、自治のあり方を変革する大まかな方向性を示すことで問題提起としたい。

コミュニティ・ガバナンスの実現方法は地域の特性により異なる。とりわけ、NPO やボランティアといった特定の地域課題に対処する民間組織が活発に活動している地域が増えてきているが、このような都市的地域の場合、NPO やボランティアの組織の活動が市民主導の統治機構の母体となるだろう。しかし、このような都市だけがコミュニティガバナンスの体制を構築できるというわけではない。たとえば自治会、商工会・商工会議所、JA などの地域的で、従来型の民間組織が住民自治の中心的役割を担っている伝統的な地域であればそれらの活動が核となりうるからである。

そこで、以下にNPO等の活動が活発な都市型の地域と、従来の地縁型組織の活動が活発な非都市型の地域の2つに分けて、地域共生システム構築のシナリオイメージを提示する。

(1) NPO等の活動を軸にした地域共生システム

公益的な市民活動やNPO活動が盛んな地域は、基本的には活動団体の層も厚く活動領域も広い。このような地域の中には、NPOや市民活動などに関する「中間支援組織」が見られる場合が少なくない。中間支援組織はNPO組織もしくは市民活動団体に対して、市民活動やNPO活動に関する情報提供、啓発活動、活動の場の提供、NPO法人取得支援など、活動を支援する各種の活動を行っている。中間支援組織は一般に「NPO支援センター」、「ボランティア支援センター」、「市民活動支援センター」などと呼ばれ、公設公営、公設民営、民設民営などさまざまな設立・運営形態のものがある。

中間支援組織には地域内の公益的活動を行っている団体の情報が集まっていること、現時点では十分とは言えないところが多いが、団体の活動を促進するノウハウをある程度は所有していることなど、市民による公共業務実施の中核を担いうる素地が備わっている。

また、中間支援組織がない地域においては地方公共団体主導（公設公営または公設民営）で当該組織を設立することが望ましい。その上で、この組織を首長直轄部門に格上げする。（一般に公設型の中間支援組織は市民生活に関わる部門が所管する場合が多く、地域経済、福祉、環境などの他部門や教育委員会の業務等との調整が困難な場合が少なくないため。）

次に、中間支援組織を「第二の市役所」と位置づけ、支援対象を市民、市民団体、NPO、

および自治会等の地域団体に加え、地域内企業を含める。さらに、市民ニーズの把握、本庁・本所への市民ニーズの情報提供、自治会などの地域団体への支援、行政業務の民間委託事業（一部）の窓口としての機能を付加する。

3年程度の実績を重ね、行政業務の状況を把握した後、行政サービスと民間による公共サービスの調整、民間における公共サービスの開発などの業務を「第二の市役所」に付加する。さらに一定期間の後、「ガバナンスセンター」と改称し、行政が通常担っている業務のうち、戸籍や税の賦課徴収、高度の守秘義務や政策判断が求められる業務を除き、本庁・本所に代わって実施する。

この段階で、いわゆる「市役所」や「町村役場」、すなわち行政の執行補助機関は、国や県とガバナンスセンターとの間の調整業務、一部の行政事務に業務を縮小し、首長を行政の長とする形は維持しつつも、地域統治の中核拠点はガバナンスセンターとなる。

（2）自治会等の活動を軸にした地域共生システム

このタイプに属する自治体は、比較的、地域コミュニティが緊密な地域である。非都市部では一般に都市部と比べ、NPO活動や市民活動が活発でない反面、自治会や町内会などの地縁組織の活動は活発であるため、自治会・町内会組織を基盤に住民自治の機能を高めることが考えられる。

まず、自治会のネットワーク組織である広域自治会を設立（自治会の連絡協議会などを発展させたもの）し、地方公共団体は各種印刷物の配布・回覧、各種委員等の推薦、広報掲示板の維持管理、各種募金への協力等を目的として、一般に自治会・町内会単位に一律に支出している委託料、補助金等の使い道を、「企画提案型」に転換し、地域活動や地域福祉の向上に寄与する取り組みほど、補助金の支出額を高め、活動の活発化に対するインセンティブを付与する。（なお、補助金の割り振り方については、広域自治会が審査・決定を行うものとする。）

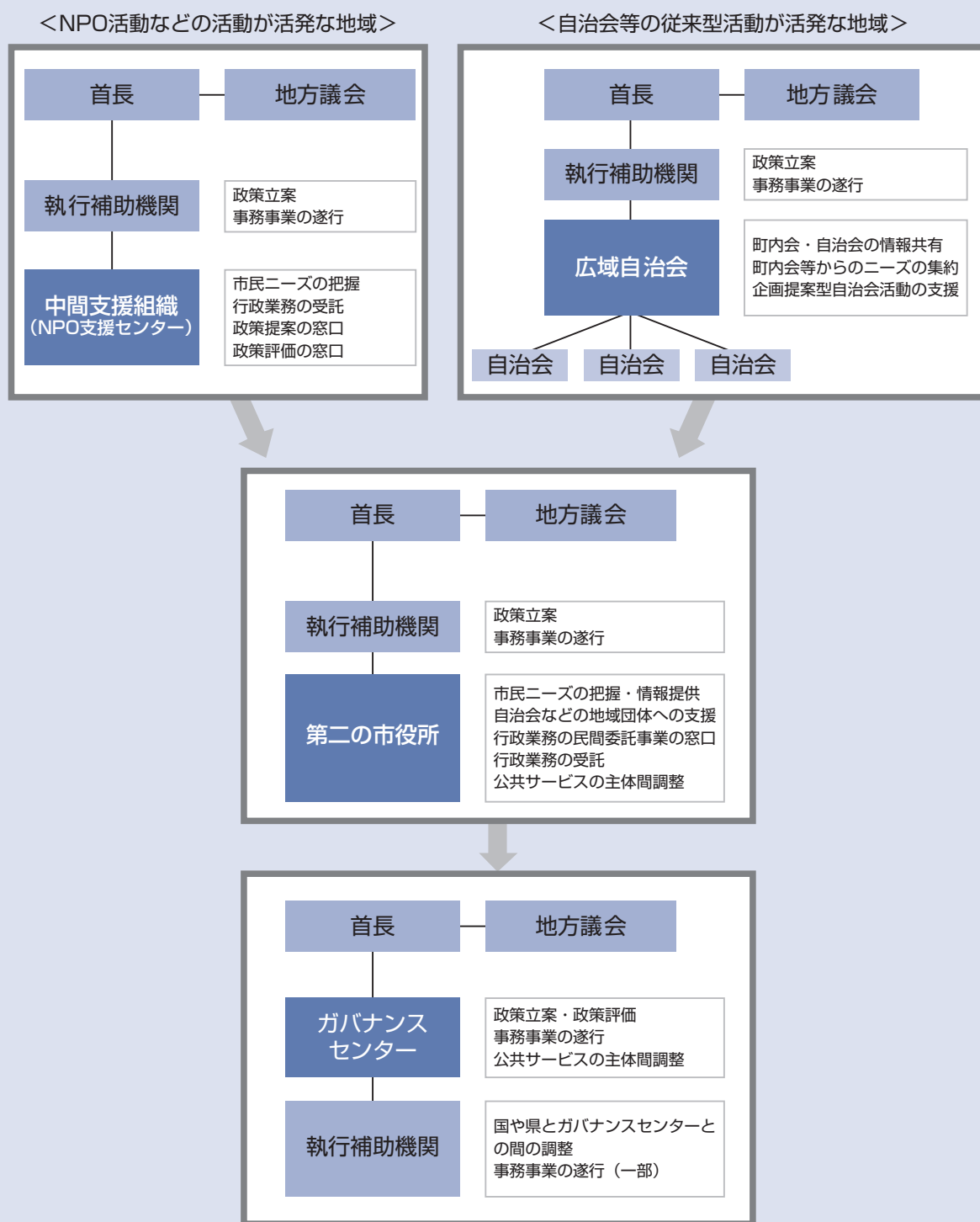
次いで、広域自治会に法人格を付与する。（なお、この広域自治会は地域内の合意形成を複雑化させないようにするため、基本的には全市に1つとすることが望ましいが、人口規模が大きい都市や分散型の都市構造を有し、それぞれの地区で地域性が著しく異なる場合などは複数の組織に分けることも考えられる。）

この組織は市民ニーズを集約し、首長に意見具申を行うとともに、市民に密着した行政サービスを受託し、市民はその遂行を担う有償ボランティアとして活動に参画する。なお、首長は具申事項の反映状況を広域自治会に報告しなければならないものとする。

さらに、地域内企業を会員に取り込み、市民、NPO、企業が公共活動に参画するための事務局として広域自治会の機能を拡充し「第二の市役所」と位置づける。

後は前記の例と同様に、市民ニーズの把握、本庁・本所への市民ニーズの情報提供、自治会などの地域団体への支援、行政業務の民間委託事業（一部）の窓口としての機能の付加、行政サービスと民間による公共サービスの調整、民間における公共サービスの開発などの業務の付加を経て、「ガバナンスセンター」と改称し、実質的には地方公共団体の執行補助機関はその主要な役割を終える。

図 1. 地域共生システム構築の流れ



作成：三菱総合研究所

(3) 団塊高齢者が主体となる地域共生

どちらのケースでも、市民自らが地域の課題を把握・分析し、公共サービスを組み立て、民間事業者に業務を委託したり、自ら有償ボランティアなどでサービス提供を行えるような強固な組織を構築できるようになるまでは、当該地域の地方公共団体が全面的に支援することが求められる。しかし、近年、市民の知識水準が上がり、多様な経験や技術を持つ人が地域内で増えてくる中で、地域運営を行政機関のみが行っているという状況は人的資源の有効活用という観点でも望ましいこととはいえないし、軌道に乗ればむしろ現行の地方公共団体よりも、先進的な政策を創り出し、実行していくことが可能ではないだろうか。

行政機関に代わって市民自らが政策を作り実行していく。このような地域統治のシステムを構想した場合、その担い手としての市民の中心層の一つが「団塊高齢者」であることは明らかである。なぜなら、男性勤労者をはじめとして多様な社会経験を経ていることに加え、それ以前の世代に比べて学歴が高く、知力や体力もまだ十分にありながら、定年を過ぎて日中、彼らの多くは地域にとどまっていると考えられるからである。^{* 13}

(4) 団塊高齢者がコミュニティガバナンスの主体となるための意識付け

本来、人間は誰でも多かれ少なかれ、自分の能力や技術・知識などを活かして、人のために役立ちたいという欲求、自分の属する地域社会で受け入れられたいという欲求、マズローによれば「成長欲求」を持っている。自分の私生活を充実することで満たせる欲求はもちろんあるが、共に生活する周囲の人々と関わりあい、分かり合い、地域のために役立つことで得られる欲求を完全に代替することはできない。その意味で、団塊高齢者が「地域」という場で活躍できる仕組みを構築することは、これらの欲求を満たすことに寄与すると思われる。ただし、ガバナンスセンターという受け皿を用意するだけでは、行動転換を促す要素として十分とはいえない。承認欲求や社会貢献の欲求などを実際の行動に結びつけるためには、より強い意識変容を図るきっかけが不可欠である。その1つは、地域運営に関する現状の危機的な状況を地方公共団体が適切に団塊高齢者に伝えることではないか、と考える。

地域統治の中心的な主体である「地方公共団体」が負う債務（地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた実質的な財政負担）は、この10年の間に増加を続け、平成15年度末には136兆8,064億円を超えている。人口減少、少子高齢化、地価の低迷といった社会状況を踏まえれば、今後、税収は伸びないばかりか、行政需要は膨らむ一方と予測され、債務解消の道のは険しい。もちろん、市町村合併の推進による財政基盤の強化、地域再生・特区などの行政運営効率化のとりくみも進められているが、「地方公共団体のみが公共である」という発想を見直し、団塊高齢者を中心とした地域住民自らが地域統治機構の担い手になるのであれば、上記の問題は解消する可能性がある。

ジョン・P・コッターは企業組織が変革を成功させるための8つのステップを示しており、その1番目のステップとして「危機意識の確立」を挙げている^[36]。ただし、これは企業組織にとどまらない。改革を実のあるものにするためには自らの置かれている状況や課題をよ

* 13 なお、ここで提示する直接民主主義的な地域統治システムを実現するためには、ガバナンスセンターと地方議会との関係、ガバナンスセンターの運営を担う団塊高齢者等の市民の代表性の問題などを解決しなければならない。

りの確に把握し、共通認識化することが求められる。団塊高齢者をはじめとした地域住民が、地方公共団体による行財政運営の危機的な状況を冷静かつ的確に把握できる情報を提供することにより、自治意識を高め、地域運営の担い手としての自覚を促すことが重要と考える。

なお、「団塊高齢者が地域統治の中心主体としての役割を担う」という発想は、高齢者を高齢社会の「客体」と捉えるのではなく、「主体」として捉える点で、介護保険制度や公的年金制度の中での高齢者の位置づけとはまったく異なる。地域参加の仕組みづくりを通して、団塊高齢者が〈関係性不安〉を乗り越え、地域にしっかりと根を下ろし、多様な人間関係を築くことができれば、地域の発展と高齢期の心の豊かさの実現が両立することとなる。

2. 4 共生社会の実現に向けて

豊かな国民生活を実現することが、「ものの豊かさの追求」となり、いつの間にか「経済重視の社会づくり」を推し進めることになってきたのが、戦後のわが国の歩みであったのではないだろうか。確かに経済的な豊かさを追求することに異論を挟む余地はない。しかし、経済発展は国民生活の豊かさを実現する手段であって目的ではない。経済原理を補完する社会の枠組みを構築し、車の両輪とすることでわが国は「もの」と「こころ」のバランスが取れた、真の豊かさを実感できる社会になるものと考えられる。

近年の高齢社会をめぐる議論の流れは、この「補完する社会の枠組み」を社会福祉や社会保障制度などに見出す傾向が見られる。しかし、福祉の根底には、支えるものと支えられるもの、強いものと弱いもの、経済的に豊かなものと貧しいものというように、社会を二元論的に捉え、一方から他方へ富を分配する発想がある。

このような対立の構図を前提にする限り、高齢者が社会の主流派となる10年後の社会は両者のバランスが崩れた問題の多い社会ということになる。しかし、重要なのは社会の主流派となる高齢者世代が豊かさを実感できるかどうかにある。

また、今日の社会に閉塞感があるのは、必ずしも人口減少の社会が到来することや、超高齢社会が到来することばかりではない。右肩上がりの時代に我々が抱いていた「物質的に豊かな国・日本」という目指すべき理想像が満たされた後、新たに目指すべき社会の姿を描けないことにもあると思われる。

超高齢社会となるこれからの社会において「共生社会」と「社会づくり、地域づくりの主体としての高齢者」というキーワードを軸にこれからの社会の姿を明確に打ち出すことで、国、企業、行政、国民が活動の目標を共有化でき、豊かな高齢社会を生み出していけるのではないだろうか。

共生社会の研究は始まったばかりであるが、引き続き団塊の世代が高齢者となる10年後を見据え、〈もの〉と〈こころ〉の豊かさが融合した社会のあり方について研究を深めていきたい。

参考文献

[36] ジョン・P・コッター：『企業変革力』，日経 BP 社（2002）。

引用文献

- 19) 三重野卓：『「生活の質」と共生』，白桃書房（2004）。
- 20) 井上達夫：『共生の作法—会話としての正義』，創文社（1986）。
- 21) 寺田貴美代：『社会福祉とコミュニティー共生・共同・ネットワーク』，東信堂（2003）。
- 22) 大橋慶子：『共生社会の社会学』，文化書房博文社（1997）。
- 23) 内閣府 共生社会形成促進のための政策研究会：『「共に生きる新たな結び合い」の提唱（詳細版）』（2005）。